

# 工事施工状況報告の報告対象について

令和7年4月より、次のとおり報告対象を見直します。

## 報告が不要なもの

### ●瑕疵担保履行法により第三者機関による現場検査を受ける住宅等の建築物

報告書提出の要否を確認するため、保険への加入を予定している場合は、建築計画概要書 第二面第21欄に、下図のように記載をお願いします。なお、保証金を供託する場合は、工事施工状況報告書の提出が必要となります。

【21.その他必要な事項】

瑕疵担保履行法に基づく第三者機関による現場検査あり

### ●設計及び工事監理に建築士の資格を要しない小規模な建築物

【条件】2階建て以下かつ高さ16m以下で、次に該当する場合

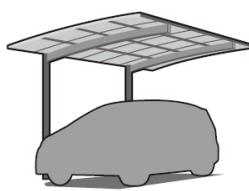
#### 木造の場合

市街化区域は50m<sup>2</sup>以内  
その他は100m<sup>2</sup>以内



#### 非木造の場合

区域にかかわらず30m<sup>2</sup>以内



スチール物置  
(奥行き1m以内のものを除く)

## 報告が必要なもの(上記に該当するものを除く)

工程	対象建築物	報告時期
基礎工事	○法第6条第1項第1号～第3号建築物	
各階の構造耐力上 主要な部分の工事	○法第6条第1項第1号～第2号建築物 ただし、木造建築物で階数2以下かつ 延べ面積が300m <sup>2</sup> 以下のものを除く。	工事完了の日 から4日以内

※法第18条の規定(計画通知)を適用する建築物は報告不要です。

※中間検査が必要な建築物は、報告書の提出が不要となる工程があります。また、3階建て以上、若しくは床面積が500m<sup>2</sup>を超える建築物の鉄骨工事の報告は、追加説明書が必要となります。詳しくはお問い合わせください。

提出先・問合せ先 新発田市 建築課 建築審査係(新発田市中央町5丁目2-13)

TEL:0254-26-3557(建築課直通)